

基本理念及び基本目標について

1 基本理念について



【旧】 いのちへの共感に満ちた福祉のまちづくりに向けて



【新】 いのちへの共感に満ちた共生のまちづくりに向けて

- (1) 「いのちへの共感に満ちたまちづくり」の考え方を底流に捉え、
 (2) 「地域共生社会」の実現に向けて、
 計画を推進していくため、「いのちへの共感に満ちた共生のまちづくり」を副題とする。

2 基本目標について



【旧】 総合的な相談・支援体制づくり



【新】 総合的・包括的な相談支援体制づくり

変更理由

社会福祉法の改正で、「包括的な支援体制」の整備が位置づけられたため

(1) 包括的な支援体制の整備を規定

社会福祉法第106条の3【2018年4月施行】

「市町村は、(略) 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するように努めるものとする」

<内容>

分野別・縦割りの相談支援ではなく、課題を丸ごと受け止める体制を作り、多様な専門職が地域とも連携しながら問題解決を担っていくこと。

(2) 包括的な支援体制を地域福祉計画の内容とすることを規定

社会福祉法第107条【2021年4月施行】

「市町村は、(略) 次に掲げる事項を一体的に定める市町村地域福祉計画を策定するよう務めること」

地域福祉課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項(1項5号)